## 総務委員会資料

1 令和2年第5回定例会提出予定議案の説明

【議案第106号関係】

川崎市市税条例等の一部を改正する条例の概要

令和2年8月28日 財政局

#### 川崎市市税条例等の一部を改正する条例の概要

#### 1 先端設備等に該当する事業用家屋及び構築物に係る固定資産税の課税標準の特例措置

#### (1) 地方税法の一部改正

新型コロナウイルス感染症等の影響を受けてなお、新規に設備投資を行う中小事業者を支援するため、生産性向上特別措置法に規定する先端設備等(※)を取得した場合における固定資産税の課税標準の特例措置が拡充され、先端設備等に該当する一定の事業用家屋及び構築物が当該特例措置の対象として加えられた。これにより、当該資産を取得した際にかかる固定資産税の課税標準を最初の3年間、価格にゼロ以上2分の1以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とすることとされた。

※ 先端設備等とは、従来の処理量に比して大量の情報の処理を可能とする技術その他の先端的な技術を活用した機械及び装置、器具及び備品、工具、建物附属設備、ソフトウェア、建物又は構築物であって、それを早急に導入することが中小事業者等の生産性の向上に不可欠なものとして一定の要件に該当するものをいう。

#### (2) 改正内容(市税条例)

地方税法の一部改正に伴い、新たに先端設備等に該当する事業用家屋及び構築物に対する市税条例で定める特例割合を「ゼロ」とするもの

《特例割合をゼロとする理由》

本件特例措置の主眼は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に生産性向上に資する設備投資を行う事業者を支援することにある。

この点、本市では、生産性向上特別措置法に基づき「導入促進基本計画」を策定しており、市内中小企業者のIT活用や設備投資の促進を通じ、生産性を向上させることにより、国内外への競争力を強化し、人手不足等の諸課題に対応した事業基盤を構築するとともに、持続的発展を促すことが必要であるとしている。

現在、既存の特例措置について特例割合をゼロとしているが、今回の特例措置においても特例割合をゼロとすることで、国における制度改正を最大限に活用し、市内中小企業の設備投資を促進し、市内の雇用促進や産業振興を図る必要がある。

#### (3)施行期日

公布の日

### 

《生産性向上特別措置法のスキーム》

# (導入促進基本計画の策定)

先端設備等導入計画

申請事業者

(中小企業)

#### 2 寄附金税額控除の特例の対象となる市町村払戻請求権放棄の指定

#### (1)地方税法の一部改正

政府の自粛要請等を受けて文化芸術・スポーツイベントの中止等が相次いでいる中で、イベント事業者等への寄附を募ることを通じ、資金繰りに窮する事業者等への支援を行うことを目的として、中止等となったイベントであって文部科学大臣の指定を受けたもの(以下「指定行事」という。)のチケット等を購入していた個人が、その払戻しを辞退した場合の金額について、所得税において寄附金控除と同様の控除を受けられる措置が講じられた。これに併せて、住民の福祉の増進に寄与するものとして当該市町村の条例で定めるもの(以下「市町村払戻請求権放棄」という。)について、当該市町村の個人の市民税から税額控除を受けることができることとされた。

#### 行事の指定から控除までの流れ

STEP 1

#### 主催者等 ⇔ 文部科学大臣

- ・主催者等からの申請に基づき、文部科学 大臣が対象イベントを指定
- ・文化庁・スポーツ庁 HP で指定行事リストを公表

STEP

#### 主催者等 ⇔ 参加者※

※ 払戻しを受けないことを選択した方

- ・参加者が対象イベントの主催者に払戻しを 受けないことを連絡
- ・主催者等から、指定行事証明書(写)と払戻請求権放棄証明書を交付

STEP 3

#### 参加者 ⇔ 税務署等

・確定申告等の際に、2点の証明書と共に申告

市町村が指定行事の中から市町村払戻請求権放棄を指定

#### (2) 改正内容(市税条例)

地方税法に規定する市町村払戻請求権放棄は、住民の福祉の増進に寄与すると認められるものとして市長が指定するものとする(原則として指定行事を全て市町村払戻請求権放棄として指定する予定。)。

#### (3) 施行期日

令和3年1月1日

#### 3 その他所要の整備

(1)改正内容(市税条例)

2の改正に伴い、川崎市市税条例等の一部を改正する条例(令和元年川崎市条例第5号)の一部を改正するもの

#### (2) 施行期日

令和3年1月1日

#### 川崎市市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表【第1条改正部分】

| 市税条例(改正後)  | 市税条例(改正前)  |
|--|--|
| ○川崎市市税条例   | ○川崎市市税条例   |
| 昭和25年8月19日条例第26号   | 昭和25年8月19日条例第26号   |
| 附則   | 附則   |
| (法附則第15条、附則第15条の8及び附則第62条に規定する固定資産税等の課税標準の特例等) 8 法附則第15条、附則第15条の8及び附則第62条に規定する条例で定める割合は、次のとおりとする。 (1)~(20) 略 (21) 法附則第62条に規定する条例で定める割合 零 | (法附則第15条 <u>及び法附則第15条の8</u> に規定する固定資産税等の課税標準の特例等)<br>8 法附則第15条 <u>及び法附則第15条の8</u> に規定する条例で定める割合は、次のとおりとする。<br>(1)~(20) 略 |

#### 川崎市市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表【第2条改正部分】

| 市税条例(改正後)                                    | 市税条例(改正前)                                     |
|--|---|
| ○川崎市市税条例                                     | ○川崎市市税条例                                      |
| 昭和25年8月19日条例第26号                             | 昭和25年8月19日条例第26号                              |
| 附則   | 附則  |
| (法附則第15条、附則第15条の8及び <u>附則第64条</u> に規定する固定資産税 | (法附則第15条、附則第15条の8及び <u>附則第62条</u> に規定する固定資産税  |
| 等の課税標準の特例等)                                  | 等の課税標準の特例等)                                   |
| 8 法附則第15条、附則第15条の8及び附則第64条に規定する条例で定め         | 8 法附則第15条、法附則第15条の8及び <u>附則第62条</u> に規定する条例で定 |
| る割合は、次のとおりとする。                               | める割合は、次のとおりとする。                               |
| (1)~(20) 略                                   | $(1)$ $\sim$ $(20)$ 略                         |
| (21) 法 <u>附則第64条</u> に規定する条例で定める割合 零         | (21) 法 <u>附則第62条</u> に規定する条例で定める割合 零          |
|  |   |
| (寄附金税額控除の特例の対象とする市町村払戻請求権放棄)                 |   |
| 38 法附則第60条第3項に規定する条例で定めるものは、新型コロナウイ          | (新規)  |
| ルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する             |   |
| 法律(令和2年法律第25号)第5条第1項に規定する入場料金等払戻請            |   |
| 水権の全部又は一部の放棄のうち住民の福祉の増進に寄与するものとし             |   |
| て市長が指定するものとする。                               |   |
|  |   |

#### 川崎市市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表【第3条改正部分】

○川崎市市税条例等の一部を改正する条例(改正後)

(令和元年条例第5号)

○川崎市市税条例等の一部を改正する条例 (改正前)

(令和元年条例第5号)

(川崎市市税条例の一部改正)

第1条・第2条 略

第3条 川崎市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第38項を附則第39項とし、附則第37項を附則第38項とし、附則第36項を附則第37項とし、附則第35項中「前項第1号」を「附則第34項第1号」に改め、「まで」の次に「及び前項」を加え、同項を附則第36項とする。

(以下略)

(川崎市市税条例の一部改正)

第1条・第2条 略

第3条 川崎市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第37項を附則第38項とし、附則第36項を附則第37項とし、附則第35項中「前項第1号」を「附則第34項第1号」に改め、「まで」の次に「及び前項」を加え、同項を附則第36項とする。

(以下略)